

国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本規程

〔 2008年1月9日 〕
規 程 第 1 号

(目的)

第1条 本規程は、国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）情報システム運用基本方針（2008年1月9日制定）に基づき、「教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める」ことを理念とする本学情報システムの運用について定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本学情報システムを運用・管理する者及び本規程第3条の定める利用者に適用する。

(定義)

第3条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

(1) 情報資産

情報システム、情報ネットワーク及び情報

(2) 情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係わるシステム

(3) 情報ネットワーク

情報ネットワークには次のものを含む。

ア 本学により、所有又は管理されている全ての情報ネットワーク

イ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供される全ての情報ネットワーク

(4) 情報

情報には次のものを含む。

ア 情報システム内部に記録された情報

イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報

ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報

(5) 事務情報システム

情報システムの内、事務処理に供され、事務局が運用責任を持つ情報システム

(6) ポリシー

本学が定める本学情報システム運用基本方針及び本基本規程

(7) 実施規程

ポリシーに基づいて策定される規程、基準及び計画

(8) 手順

実施規程に基づいて策定される具体的なガイドライン、手順及びマニュアル

(9) 各部局

情報システムの運用が実施される範囲で次に定める部署

ア 教育学部・センター

イ 附属学校部

ウ 事務局

(10)利用者

本条第11号ないし第13号にいうもので、情報システムを利用する者

(11)職員

本学（附属学校園を含む。）に勤務する常勤又は非常勤の職員（派遣職員を含む。）

(12)学生等

本学学則に定める学部学生，大学院学生，研究生，科目等履修生及び外国人留学生等

(13)一時利用者

前2号以外の者で、情報システムを一時的に許可を受けて利用する者

(14)情報セキュリティ

情報資産の機密性，完全性及び可用性を維持すること

(15)電磁的記録

電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，コンピュータによる情報処理の用に供されるもの

(16)インシデント

情報セキュリティに関し，意図的又は偶発的に生じる，法律又は本学規程に反する事故あるいは加害行為

(17)公表

情報を取り扱うすべての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるように措置すること

（情報システム委員会）

第4条 情報システムの円滑な運用のための最終決定機関として，本学に情報システム委員会を置く。

2 情報システム委員会は，次の事項を審議する。

(1) ポリシー及び全学向け教育の実施のためのガイドラインの改廃

(2) 情報システムの運用と利用及び教育に係る規程及び手順の制定及び改廃

(3) 情報システムの運用と利用に関する教育

(4) 情報システムの運用リスク管理に係る規程の制定及び改廃並びにその実施状況の把握

(5) 情報セキュリティの監査に係る規程の制定及び改廃並びにその実施

(6) 情報システムの非常時行動計画の制定及び改廃並びにその実施

(7) インシデントの抑止策の検討及び実施

(8) その他，情報システム運用に関し審議を要する事項

（情報システム委員会の構成員）

第5条 情報システム委員会は，次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学長が指名した理事

(2) 事務局長

- (3) 附属学校部長
- (4) 情報処理センター長
- (5) 情報処理センター担当教員 2 人
- (6) 学長から委嘱された者若干人
(情報システム委員会の任期)

第 6 条 前条第 5 号及び第 6 号に掲げる委員の任期は 3 年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠としての委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(情報システム委員会の委員長及び副委員長)

第 7 条 情報システム委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名した理事をもって充てる。
- 3 委員長は、情報システム委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、情報処理センター長をもって充てる。
(情報システム委員会の運営)

第 8 条 情報システム委員会の運営は、別に定める情報システム委員会規程による。
(全学総括責任者)

第 9 条 本学情報システムの運用に責任を持つ者として、本学に全学総括責任者を置く。

- 2 全学総括責任者は、学長が指名した理事をもって充てる。
- 3 全学総括責任者は、情報システム委員会の議を経て、ポリシー及びそれに基づく規程の決定や情報システム上での各種事案に対する措置を実施する。
- 4 全学総括責任者は、全学向け教育及び部局技術担当者向け教育を統括する。
- 5 全学総括責任者に事故あるときは、予め学長が指名した者がその職務を代行する。
- 6 全学総括責任者は、原則として、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有する技術担当者を情報セキュリティアドバイザーとして置く。情報セキュリティアドバイザーは、情報処理センター担当教員をもって充てる。
(全学実施責任者)

第 10 条 本学に全学実施責任者を置く。

- 2 全学実施責任者は、情報処理センター長をもって充てる。
- 3 全学実施責任者は、情報システム委員会又は全学総括責任者の指示により、情報システム実施管理委員会委員長として、次の事項の実施に当たる。
 - (1) 情報システムの整備と運用に関し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等を実施する。
 - (2) 情報システムの運用に携わる者及び利用者に対し、情報システムの運用並びに利用及び情報システムのセキュリティに関する教育を企画する。
 - (3) 情報システムの運用に携わる者及び利用者に対し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。
(情報セキュリティ監査責任者)

第 11 条 本学に情報セキュリティ監査責任者 1 人を置く。

- 2 情報セキュリティ監査責任者は、監事監査室長をもって充てる。
- 3 情報セキュリティ監査責任者は、監査に関する事務を統括する。

(情報システム実施管理委員会)

第12条 情報システム委員会の下に、情報システム実施管理委員会を置く。

2 情報システム実施管理委員会は、次の事項について日常的業務を遂行する。

(1) ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の周知、教育及び全学向け教育の実施

(2) 情報システムの運用及び利用に関する管理

(3) 情報システムの運用及び利用に関する教育

(4) ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の実施状況の把握

(5) 情報システムの運用リスク管理に係る規程の実施

(6) 情報セキュリティの監査に係る規程の実施

(7) 情報システムの非常時行動計画の実施

(8) インシデントの抑止策の実施

(9) 情報処理センターの運営に関する事項

(情報システム実施管理委員会の構成員)

第13条 情報システム実施管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 全学実施責任者

(2) 情報セキュリティアドバイザー

(3) その他情報システム実施管理委員会委員長が指名する者3人

(情報システム実施管理委員会の委員長)

第14条 情報システム実施管理委員会の委員長は、全学実施責任者をもって充てる。

(情報システム実施管理委員会の運営)

第15条 情報システム実施管理委員会の運営は、別に定める情報システム実施管理委員会規程による。

(情報システム委員会への報告)

第16条 情報システム実施管理委員会は、日常業務について情報システム委員会に報告する。

2 情報システム実施管理委員会は、第12条2項に定める事項について情報システム委員会の対応を必要とする状況を認めた場合、情報システム委員会委員長に報告し、必要な措置の実施を提議する。

(業務の委任)

第17条 情報システム委員会は、前条の措置の実施について、情報システム実施管理委員会に委任することができる。本条委任の場合、情報システム実施管理委員会は措置の実施後、情報システム委員会に報告するものとする。

(管理運営部局)

第18条 情報システム委員会は、本学情報システムの管理運営部局を定める。

2 管理運営部局は、情報システム実施管理委員会が行う。

(管理運営部局が行う事務)

第19条 管理運営部局は、全学実施責任者の指示により、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 情報システムの運用及び利用におけるポリシーの実施状況の取りまとめ

- (2) 各部局におけるリスク管理及び非常時行動計画等の実施状況の取りまとめ
- (3) 情報システムのセキュリティに関する連絡及び通報
(部局総括責任者)

第20条 各部局に部局総括責任者を置く。

2 部局総括責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 情報処理センター長
- (2) 附属学校部長
- (3) 事務局長

3 部局総括責任者は、情報システム実施管理委員会と連携し、次の事項の実施に当たる。

- (1) 各部局における運用方針の決定や運用上の各種事案に対する措置の実施
- (2) 各部局における情報システムの運用及び利用におけるポリシーの遵守状況の調査と周知徹底
- (3) 情報システムのセキュリティに関する情報システム委員会及び情報システム実施管理委員会への報告
- (4) 各部局において情報システム委員会及び情報システム実施管理委員会の対応を必要とする状況を認めた場合の情報システム委員会委員長及び情報システム実施管理委員会委員長への報告及び必要な措置の実施要請
(部局技術責任者)

第21条 各部局における情報システムの管理・運用に責任を持つ者として、部局技術責任者を置く。

2 部局技術責任者は、各部局における情報システムの管理者をもって充てる。

3 部局技術責任者は、各部局における情報システムの構成の決定や技術的問題に対する処置を担当する。

4 部局技術責任者は、部局技術担当者に対して、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

(部局技術担当者)

第22条 各部局における情報システムを運用するため、部局技術担当者を置く。

2 部局技術担当者は、各部局における情報システムの運用担当者をもって充てる。

3 部局技術担当者は、部局技術責任者の指示により、各部局における情報システムの運用に関し、技術的実務を担当し、利用者への教育を補佐する。

(兼務禁止)

第23条 情報セキュリティ対策の運用において、次の役割を同じ者が兼務してはならない。

- (1) 承認又は許可事案の申請者及びその承認者又は許可者
- (2) 監査を受ける者及びその監査を実施する者

2 部局総括責任者、部局技術責任者及び部局技術担当者が提出する承認又は許可事案については、別部局の総括責任者及び技術責任者が審査を代行し、情報システム委員会において審議する。

(情報の格付け)

第24条 情報システム委員会は、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備する。

(本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第25条 全学総括責任者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備する。

2 情報システムを運用・管理・利用する者は、原則として、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずる。

(情報システム運用の外部委託管理)

第26条 全学総括責任者は、情報システムの運用業務のすべて、又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(情報セキュリティ監査)

第27条 情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく手順に従って実施されていることを監査する。

(見直し)

第28条 ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等を策定にあたった委員会又は当該委員会委員は、各規程の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその検討を情報システム委員会に提議する。

2 本学情報システムを運用・管理する者及び第3条に定める利用者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関し改善すべき事項を認めた場合には、当該事項を情報システム実施管理委員会に報告する。

附 則

この規程は、2008年1月9日から施行する。

附 則 (2008年規程第75号)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2009年規程第4号)

この規程は、2008年7月1日から施行する。

附 則 (2009年規程第39号)

この規程は、2009年9月9日から施行する。

附 則 (2009年規程第80号)

この規程は、2009年10月14日から施行し、2009年10月1日から適用する。

附 則 (2010年規程第53号)

この規程は、2010年3月10日から施行する。

附 則 (2011年規程第3号)

この規程は、2011年1月12日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則 (2011年規程第74号)

この規程は、2011年6月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（２０１１年規程第１３０号）

この規程は、２０１１年１１月９日から施行し、２０１１年１０月１日から適用する。

附 則（２０１１年規程第１４７号）

- 1 この規程は、２０１１年１２月１４日から施行する。
- 2 愛知教育大学部局情報システム運用委員会規程（２００８年規程第４号）は廃止する。